

平和堂財団
2025年度 大学進学者育英奨学生募集要項

公益財団法人平和堂財団では、有為な人材の育成に寄与するため、滋賀県内の高等学校および特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という）に学ぶ学力、人物ともに特に優れた生徒で、大学への進学および大学での修学に経済的援助を求める者に対して、育英奨学金を給付し、その学習活動を支援します。

1. 募集の人員

滋賀県内で 15名

2. 給付の内容

(1) 育英奨学金の給付額

月額65,000円（年額78万円）を給付。返済の必要はありません。

(2) 育英奨学金の給付期間

2025年4月から正規の課程の最短修了年限の終期まで給付を予約します。ただし、毎年、新学期に給付の継続手続きが必要です。

(3) 育英奨学金の給付方法

毎年、前期分と後期分に分け、それぞれ6ヶ月分ずつまとめて、育英奨学生の指定する金融機関の口座に振込送金します。

・前期分（4月分から9月分まで） 5月に給付

・後期分（10月分から翌年3月分まで） 11月に給付

ただし、給付時に大学に在学していない者及び休学している者には給付いたしません。

3. 応募者の資格

2025年3月に滋賀県内の高等学校等の卒業予定者で、大学（短期大学は除く）に進学を希望する者のうち、次の（1）から（6）までの要件すべてに該当する者。ただし、県外に居住している者及び県外からの寄宿者は除きます。

(1) 「大学進学者育英奨学金給付申請書」に記載の第1志望校、または第2志望校へ2025年4月に入学する者

(2) 学力・学業・人物に特に優れ、かつ向学心に燃えている者

(3) 大学へ進学後も特に優れた学業成績を修められる見込みがある者

(4) 経済的な理由により大学への進学および大学での修学に困難があり、正規の課程の終了年限まで援助が必要と認められる者

(5) 心身ともに健全な者

(6) 他の団体や財団等から同種類の奨学金（返済義務のない奨学金）などの給付が同額（月額65,000円）を超えた額を受けない者

4. 募集の方法

当財団は、在学学校長に応募資格者の選考と推薦を依頼し、その推薦があった者を応募者として受け付けます。

5. 応募の手続き

当財団所定の「大学進学者育英奨学金給付申請書」(別記様式第1号)に次の書類を添付し、在学学校を通じて当財団に提出してください。

- (1) 大学進学者育英奨学生推薦書(別記様式第2号)
- (2) 奨学金申請者家族調書(別記様式)
- (3) 調査書(大学受験時に提出する調査書)
- (4) 生計を一にする家族の前年度の総収入の合計を証明できる書類等(写し可)

6. 応募書類の送り先

〒522-8511

彦根市西今町1番地 ㈱平和堂本部内

公益財団法人 平和堂財団 (Tel 0749-23-4575)

※応募書類は、「書留」または「簡易書留」でお送りください。

7. 応募書類の締切

2024年11月15日(金) 消印有効までに応募してください。

8. 選考の方法

奨学生選考委員会で候補者を選考し、その報告を受け当財団で育英奨学生予定者を決定します。

9. 選考結果の通知

2024年12月31日までに在学学校長を通じて応募者に通知します。

10. 奨学生の本決定

育英奨学生予定者が、第1志望校、または第2志望校の大学へ入学後、当財団所定の書類を提出したとき育英奨学生として本決定します。

11. その他

- (1) 育英奨学金を必要とする理由、家計の状況、生計を一にする家族の年間総収入等については、申請書提出のとき先生に十分に説明してください。
- (2) 募集についての問い合わせは、在学校の奨学金担当の先生又は平和堂財団事務局(担当 西塚 Tel 0749-23-4575)までお問い合わせください。
- (3) 応募書類提出後、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、在学学校を通じてすみやかに平和堂財団事務局までご連絡ください。
- (4) 提出された応募書類は、返却しません。応募書類は、奨学生選考以外の目的には使用せず、当財団で厳重に管理します。
- (5) 育英奨学生予定者に決定した者には、後日、育英奨学金を受けるために必要な書類を送付します。